

鶴岡市農業委員会第7回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年6月11日(金) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 荻原 優太 3番 坂東 陽水 4番 丸山 成章 5番 阿部 元成 6番 吉住 喜之 8番 石塚 治己 9番 土岐 善久 10番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1番 須田 進二 2番 原田 政幸 3番 齋藤 潤子 4番 齋藤 健一 5番 阿部 隆 6番 田澤 幸弘 7番 榎本 勝 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 野村 仁 11番 佐藤 泰仁 12番 佐藤 克久 13番 本間 誠 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	7番 大池 典子 委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柗士 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1時30分
議 長	本日の欠席届は7番 大池 典子 委員より提出されております。その他遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第7回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。6番 吉住 喜之 委員、8番 石塚 治己 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地法第4条の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地法第5条の規定による届出について≫
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。 9番菊地勝三推進委員。</p>
9番 推 進 委 員	<p>9番推進委員菊地です。報告第2号 農地の転用事実に関する照会についての鶴8 平成町4-6ですが、これは転用許可を出したけれども登記を取っていなかったのか、 それとも無許可で転用したのか、どちらなのでしょう。</p>
議 長	事務局をお願いします。
事 務 局	転用は出されておらず、建っていたということです。
議 長	9番菊地勝三推進委員。
9番 推 進 委 員	では建築許可はどうやって取ったのでしょうか。
事 務 局	この案件ですが、実際は建物が建っておりまして、建築確認の方は確認して報告し ます。
議 長	9番菊地勝三推進委員。
9番 推 進 委 員	<p>平成町ができた頃に、届け出をしないで建ててしまったということがあって、その 際に嚴重注意をした経緯がある中で、建築課の方に建設確認を行う場合は必ず転用の 許可なり何かがあるようにということも申し入れしているはずだし、設計屋が建築申 請を出す時点でその土地が農地であると家は建てられない、ローンも組めないし、だ から過去において設計屋さんに1回目は見逃すが2回目同じことをやったらアウトだ よと言ってあるのにどうしてそういうものが通ったのか。平成町以前であればわかる が、平成町は私が最初に農業委員になって以降だから。</p>
事 務 局 長	<p>今、菊地委員の方から話がありましたが、建築課の方ともどういった経過でそうい ったことになったのかなど、前の経過も話を整理していきたいと思います。来月 以降になるとと思いますが後ほど報告させていただきたいと思います。</p>
議 長	それではこの案件は後で調査します。他にありませんか。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) <議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について>
議 長	3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 7番榎本勝推進委員。
7番 推 進 委 員	7番榎本です。去る6月7日大池委員、鶴岡分室佐藤さんと私の3人で今の議案の2件の現地確認をしてきました。どちらも農地法第3条第2項の各号には該当せず許可相当と認めます。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) <議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について>
議 長	担当委員より現地調査の報告をお願いします。 7番榎本勝推進委員。
7番 推 進 委 員	7番榎本です。先ほどと同じく6月7日大池委員、鶴岡分室佐藤さんと私の3人で現地確認をしてきました。実は申請では駐車場として利用ということですが、すでに砂利敷きで駐車場となっているのが現状でありました。内容等事務局の方からお聞きして後で報告があると思います。私が現地の周辺状況等々を見ますと事前着工みみたいな形ではありますが、周辺の状況からすれば周辺農地への影響等、許可要件を満たす申請地であるのかなと私個人的見解では見てきました。他の詳しい状況については事務局の方からあると思います。よろしくをお願いします。
議 長	事務局より補足説明をお願いします。
事 務 局	この件について私から説明させていただきます。申請者は建設会社で働いており農業はしておりません。今回、転用申請に至った経緯ですが、付近見取図の申請地の道路を挟んだすぐ北側に正法寺というお寺があるのですが、申請者は正法寺の檀家であり以前から正法寺の方から駐車場が狭くて寺に来る人の車の置場所がなくて困っているとの相談を受けていました。ちょうど正法寺の南側に▲▲氏が自己保管理している農地があったのでこの農地を駐車場として正法寺に貸すことになり今年の4月に砂利を敷き駐車場としてしまいました。その後、申請者が、この当該農地の、申請者の近くに住んでいる前農業委員の▲▲さんより転用手続きが必要である旨の説明を受け、今回の申請に至りました。申請者は農地法の知識がなく転用手続きが必要なことを知りませんでした。現在、申請者は反省しており、申請者より今後は法令を遵守ししこのようなことが絶対ないようにする旨の文書の提出も受けております。以

	上です。
議 長	この件に関しまして現地の農業委員の5番阿部元成委員よりお願いします。
5 番 委 員	5番阿部です。非常に遺憾でありますし現状回復が原則だとは思いますが、本人は大変反省しており反省文も提出されているようですし、通常の手続きをしておれば許可になる案件なのでやむを得ないのではないかと考えます。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) < 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について >
議 長	担当委員より現地調査の報告をお願いします。 7番榎本勝推進委員。
7 番 推 進 委 員	7番榎本です。先ほど来と同じく6月7日大池委員、鶴岡分室佐藤さんと私の3人で現地確認をしてきました。この案件については斎藤川原の集落内の宅地と宅地の間にある農地ということで、見た結果、許可相当と認めます。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) < 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について >
議 長	この農用地利用集積計画(案)については6月9日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。 以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。 次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) <農業者年金の裁定請求について>
議 長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら、これを持ちまして第7回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後1:55
議 長	<u>佐藤 康弘</u>
議 事 録 署名委員	<u>吉住 喜之</u>
議 事 録 署名委員	<u>石塚 治己</u>

